

◆都が指定する職業訓練
就職のための講座の紹介
※対象となる方は、一定の所得以下の世帯の生計中心者で都内在住一年以上の方など、各事業ごとに要件等があります。

◆生活サポート特別貸付事業
◆チャレンジ支援貸付事業
・就業等一時金無利子貸付金
・大学受験料貸付金
・学習塾等受講料貸付金

◆就職チャレンジ支援事業
就職意欲を持つ方に職業訓練の機会を提供し、就職をサポートします。また、訓練受講中は受講奨励金を支給します。

「生活安定応援窓口」で紹介や申請受付をする主な事業内容は、次のとおりです。

市ではこの事業の一つとして、生活相談、就労支援、生活資金無利子貸付等の申請受付、公共職業訓練事業メニューの紹介等を行なう

活安定応援窓口「センター内に設置しましたので、どうぞご活用ください。

市ではこの事業の一つとして、生活相談、就労支援、生活資金無利子貸付等の申請受付、公共職業訓練事業メニューの紹介等を行なう「生活安定化総合対策事業」を実施しています。

東京都では、一定の所得以下の方を対象に、生活安定や正規雇用に向けたきめ細かい支援を行なう「生活安定応援窓口」を開設しました



生活安定応援事業

開設しました

がありますので、詳しくは相談窓口までお問い合わせください。
問合せ【生活安定応援窓口】社会福祉協議会 ☎552-2121

高校生の声を聴いています。多くの皆さんの来場をお待ちしています。

日時 11月1日(土)午後1時30分
場所 市民会館小ホール(つじホール)※入場無料
問合せ 子ども育成課子ども育成係 ☎551-1733



中島司さんの作品

第15回福生市青少年の意見発表大会
中学生・高校生の主張に耳を傾けてください！

市内の中学生、高校生が学校、家庭、地域とのかかわりの中で、日頃考えていることや自分の体験を通して得た意見などを自由な題材で発表する大会です。市民の皆さんに、中学生、



↑伊東諒さんの作品
↑明智由姫さんの作品

「家庭の日」图画入選作の紹介

福生市青少年問題協議会では、「家庭の日」に対する関心を高め、家庭の大切さを訴えるため、市内の小・中学生を対象に図画・作文を募集しました。

応募者【図画の部】404人【作文の部】1人
入選者(敬称略)一席中島司(三小4年)
二席伊東諒(一小4年)・明智由姫(七小4年)
問合せ子ども育成課子ども育成係 ☎551-1733

得水準の方
◇雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方
◇当該講座の受講が、就職につくために必要であると認められる方
◇原則として、過去に訓練給付金を受給していない方
支給対象講座雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

●母子家庭高等技能訓練促進費
支給対象母子家庭の母で、20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方
◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

◇修業年限が2年以上の養成機関において、すでに一定の過程を修業し、資格の取得が見込まれる方
◇就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方
支給対象資格看護士・准看護士・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等

支給額・支給期間修業期間の3分の1(12か月を上限)について、月額103,000円を支給(平成20年4月以降に入学した課税世帯の方は月額51,500円を支給)します。

●就労支援
母子家庭の方を対象に、就労に関する相談や支援を行なっています。母子自立支援員が面接等を行ないますので、ご相談ください。

ご存じですか?ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。
問合せ子育て支援課子育て支援係 ☎551-1737

●児童扶養手当

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日まで(身体障害者手帳1級~3級程度・愛の手帳1度~3度程度の障害がある場合は20歳未満)の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者

◇父母が離婚した児童
◇父が死亡または生死不明である児童
◇父が重度の障害を有する児童
◇父が1年以上拘禁されている児童
◇父に引き続き1年以上遺棄されている児童
◇婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く。)

手当額申請の日の翌月分から

【児童1人目】全部支給月額41,720円、一部支給月額41,710円から9,850円までの所得に応じた額

【児童2人目】月額5,000円加算

【児童3人目以降】1人につき3,000円加算※所得制限があります(児童の父から受けれる養育費の8割も所得に算入されます)。

●児童育成手当(育成手当)

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

◇父母が離婚した児童
◇父または母が死亡した児童
◇父または母が生死不明である児童

◇父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
◇父または母が1年以上拘禁されている児童
◇父または母が重度の障害を有する児童
◇婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く。)

手当額申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

●ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで(障害がある場合は20歳未満)の児童のいるひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します(前年度住民税課税世帯は一部負担あり)。

対象◆ひとり親家庭の母または父
◆両親がいない児童などを養育している養育者

◆ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童※所得制限があります。

●ひとり親家庭ホームヘルプサービス

育児や家事などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

対象中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭
◆ひとり親家庭となってから2年以内の場合

◇小学校低学年以下の児童がいる場合
◇親または中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合

◇親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合
◇日常の家事および育児を行なっている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合
◇技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

派遣回数月12回まで

派遣時間午前7時から午後10時までの間で1日2時間以上8時間まで

援助内容◆育児◆食事の世話◆住居の掃除・整理整頓◆被服の洗濯・補修◆その他必要な用務※所得に応じて費用負担があります。

●東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るために、13種類の資金を無利子または低利子でお貸します。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸します。

資金の種類事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

●母子家庭自立支援教育訓練給付金

支給対象母子家庭の母で、20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

◆児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所